

土地所有者 各位

平成20年5月吉日

公友不動産株式会社
不動産管理部

見出し（表面） 一、悪徳商法や詐欺まがいのセールスに関するご注意
二、加東市制定の新たな条例について
三、「届出事項」変更のご連絡に関するお願い
四、個人情報の取り扱いについて
五、別荘地所在の表記について
（裏面）「届出事項変更の連絡書」 六、管理付随サービスのご案内

一、悪徳商法や詐欺まがいのセールスに関するご注意

いまだに悪質な営業活動をしている業者がはびこっているようですので、再々のご通知をいたします。

隣地測量の立会いや業務説明の名目で家庭訪問を誘引する「はがき」「電話」や、開発業者によるまとめ買いの売買仲介をよそおって、新聞広告掲載料、立て看板料の負担要求、再測量費用の請求をするといった類いのものの報告を受けております。内容等に十分に理解できる説明を受けなかったり、強引な勧誘をする業者もいますので、納得のいかない段階での同意、承諾、捺印、依頼、発注、契約などはなさないよう御注意下さい。

セールストークの事例：「お客様所有地近辺で、大規模開発業者が土地を探しており、あなたも売却されませんか？... 買い上げしてもらうためには再測量する必要があります。」とか、「ご所有の土地を売却されませんか？坪あたり〇〇万円で売れるのが、最新機器を使った測量をしなければ売買を禁止する法律ができた云々。」等の虚言を多用するようです。

上記のように不審なセールスとお感じになられましたら、気軽に当社管理事務所にお問い合わせ下さい。また、親族や友人・知人に相談してみることも有効な対応方法です。

二、加東市制定の新たな条例について

「加東市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふん放置の防止に関する条例(条例第 26 号)」が、平成 19 年に制定され、平成 20 年 1 月 1 日から施行されました。条例には、「ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所への放置のない清潔で美しいまちをつくり、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。」とあり、罰則として「2 万円以下の過料に処する。」とあります。善良な別荘オーナー各位には何をいまさらとおっしゃられる内容ですが、念のためお知らせいたします。

三、「届出事項」変更のご連絡に関するお願い

今までお届けの事項、住所・郵便番号、電話番号(市外局番)、お名前、またはご所有名義人の変更がございましたら裏面の「届出事項変更の連絡書」に変更内容をご記入の上、郵送もしくはファクシミリ等でご連絡下さいますようお願い申し上げます。

また、郵便払込票の「通信欄」を利用していただいてもかまいません。

四、個人情報の取り扱いについて

平成 17 年 4 月個人情報保護法が施行され、本人の了解無くして個人情報の目的外の使用は規制されるっており、各位の御家族であっても本人の情報を教えられない事もございます。当社への各種お問い合わせに際しましては、受付時に御本人である事の証明書(運転免許証、パスポート等公的証明書の提示など)や、代理人によるお問い合わせについては御本人の御了解がある事の証明書(運転免許証、パスポート等のコピー添付のもの)を提出して頂くことがありますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

※なお、次のような場合は関係先に連絡先を通知することがあります。①住宅工事等の届出があった施主もしくは施工業者に工事中のトラブル防止と隣地所有者へのご説明が必要な場合、②災害発生時や防災工事実施時、警察・消防署、保険会社、関西電力・NTT 及び水道ガス業者などに緊急対策として通知が必要な場合ですのでご了承願います。

五、別荘地所在の表記について

平成 18 年 3 月合併により「加東市」が誕生し、別荘地所在の表記が変わっています。

土地所在表示例 (従来)兵庫県加東郡社町廻淵字東山〇〇番〇〇 → (現在)兵庫県加東市廻淵字東山〇〇番〇〇
(従来)兵庫県加東郡東条町黒谷字西山△△番△△ → (現在)兵庫県加東市黒谷字西山△△番△△

以上

公友不動産株式会社 兵庫県加東市黒谷1197-23 電話 0795(47)1355 FAX 0795(47)1357

管理事務所 ホームページ URL <http://kobe.cool.ne.jp/tojoko/>